

悪質商法にご注意！！！！

◆ 悪質商法の手口と対策

(1) 訪問販売編

①【点検商法】

無料で屋根や床下などの点検をするなどと持ちかけ、不安をあおった上、必要のない工事契約をさせる。

②【次々商法】

1回の契約は高額ではないが、更に工事が必要と説明し次々と契約させる。

〈対策〉 訪ねて来た人はインターフォンでチェックし用件を確認する。

ドアチェーンを活用する。

③【送り付け商法】

「注文した商品を送る」と電話を入れ、勝手に商品を送り付けて料金を支払わせる。
または、電話もせずいきなり商品を送り付ける。

〈対策〉 身に覚えのない送り付け商品は受け取りを拒否する。

④【訪問買取】

「不要になった衣類を買い取る」などと電話をして訪問した上、貴金属などを強引に買い取っていく。

〈対策〉 相手の会社名、連絡先、訪問の趣旨などをよく確認する。

不審・不安を感じたらすぐに家族や警察に相談する。

(2) 儲け話編

①【投資勧誘】

「必ず儲かる」などと投資に関する勧誘を持ちかけ、お金を騙し取る。

②【社債等の購入】

「社債購入の案内が届いていないか、謝礼をするので名義を貸して欲しい」、「あなたの特別な権利を譲ってくれないか」などと持ちかけ、その後、社債の発行会社を名乗り、「名義を貸したことが犯罪になる」、「和解金が必要」などと脅してお金を騙し取る。

〈対策〉 うまい話は詐欺ではないかと先ず疑ってみる。

その場で契約等はせず、家族などに相談する。

● 不安を感じたとき、被害にあったときの相談窓口

- ◆ 警察本部(059-222-0110)又は最寄りの警察署
- ◆ 警察安全相談(#9110)
- ◆ 都道府県の消費生活センター又は市町の消費生活相談窓口
(消費者ホットライン 188)

三重県警察本部